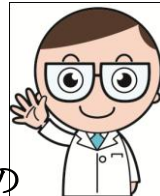


医業トピックスQA

平成 25 年
6 月 21 日
第 22 号

今月の院長先生からの質問

Q ホームページなどは医療広告とはみなされないと聞いたことがありますが、他に広告とみなされない事例としてどのようなものがありますか？



A 厚生労働省の発表しているガイドラインによると、非広告には以下のようなものがあります。

- ① 学術論文、学術発表等
- ② 新聞や雑誌等での記事
- ③ 体験談、手記等
- ④ 院内掲示、院内で配布するパンフレット等
- ⑤ 患者からの申し出によるパンフレットや E メール
- ⑥ 職員募集
- ⑦ ホームページ

※上記に関しては、それぞれ広告とみなされない理由があります。そのため、使用方法によっては広告の規制対象となりえますので、ガイドラインを見てよく注意してください。

今月の時事ニュース

「保険金に代わり不妊治療や介護など を選べる新保険解禁へ」

金融庁の金融審議会では、従来の保険金の給付の代わり、希望すれば、不妊治療や介護などを受けられる新しい保険商品の販売に関する報告をまとめ、公表した。

「少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化に伴い、保険のあり方や保険会社・グループが提供するサービスに対する国民のニーズ・期待は変化している」などと説明。「このような多様なニーズに対応できるよう必要な見直しを行うことが適当」と指摘したうえで、「不妊治療に係る保険」、「サービス提供者への保険金直接払い」一を挙げている。

今後、法改正を要するものもあり、適宜制度を整えていく方針である。